

川西市教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

川西市教育委員会
教育長 石 田 剛

川西市教育委員会規則第 6 号

川西市教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則の制定

川西市教育委員会事務処理規則（昭和 42 年川西市教育委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の場合において、部長が特に必要と認める事項については、専決者の直上位者がその事項の代決をする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。